

看護小規模多機能型居宅介護事業者募集要領

令和8年5月

ひたちなか市

1 募集の趣旨

本市では、第9期ひたちなか市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に掲げる整備目標の達成を図るため、令和9年度中に看護小規模多機能型居宅介護事業所を設置・運営する事業者を募集し、選定を行います。

2 募集の内容

種類	募集件数	整備圏域
看護小規模多機能型居宅介護	1	市街化区域

3 公募の要件

(1) 応募事業者の資格要件

- ・応募時点で、以下の要件を全て満たしている法人であること。
- ・応募事業者は法人であること。ただし、すでに介護、保健医療、福祉サービス事業運営の実績を有し、法人として適正かつ安定した経営を維持していること。
- ・応募事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号の規定に該当しないこと。
- ・応募事業者は、市民税等を滞納していないこと。
- ・応募事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人でないこと。
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等、その他関係法令等を遵守すること。
- ・「ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例」、「ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」に定められた基準等を満たすこと。

(2) 立地要件

- ・本市では、「まちづくり」の視点から、主として住宅地等に整備することで、多くの地域住民の方々と利用者との交流を促進しながら、高齢者福祉の拠点として、地域に根ざした事業所運営と現在の立地状況を踏まえたバランスのとれた施設整備を図ろうとするものである。ついては、次の全ての要件を満たすことを条件とする。
- ・市街化区域であること。
- ・災害（水害、崖地、土砂、津波）に対する安全性が確保されていること。
- ・事業を行うため十分な敷地を有することや取得が認められること。
- ・所有権が無い土地又は建物を利用して事業を行う場合は、継続的な賃貸契約が確約でき、適正な業務運営が確実であること。
- ・整備予定土地・建物が借地、借家である場合は、当該土地・建物に第三者の抵当権等、

- 施設存続の支障となり得る権利設定がないこと又はその権利の抹消が確実であること。
- ・整備予定土地・建物が建築基準法，都市計画法，消防法及び関係法令等の基準を満たしていること。
 - ・都市計画法における開発行為に関する届出が必要な場合には，事前に担当部署と協議を行っていること。

4 評価の指標

市が設置する「ひたちなか市介護保険サービス事業者選定委員会」が，上記の「3 公募の要件」を満たした者について，申請書及び添付書類に基づき，次の項目を柱として事業内容等を評価します。

- (1) 法人の経営理念について
- (2) 事業運営体制，安全管理体制について
- (3) 整備予定地，地域との交流について
- (4) 資金計画について
- (5) 利用者への対応について

5 事業者の決定等

(1) 選定結果の通知

最終結果については，すべての応募者に対して通知します。

(2) 注意事項

応募にあたっては，次の事項について十分留意してください。

- ①選定された事業者は，原則辞退することはできないこと。
- ②選定された事業者は，選定された後に事業計画を変更することは原則認められないこと。
- ③審査にあたり，必要に応じて説明や追加資料の提出を求める場合があること。
- ④提出された関係書類によりサービスの質の確保が図れないと明確に判断された場合等の理由により，選定の対象とすることが適切でないと判断された応募者を選定対象外とすることがあること。また，内容等により，選定事業者なしとすることもあること。

6 留意事項

(1) 施設整備にかかる補助金等

施設の開設を目的とする県地域医療介護総合確保基金事業を活用し，施設整備にかかる補助金の交付を予定していますが，本市の一般財源による上乗せ補助金の交付はありません。

なお，補助金交付については，県の予算の範囲内となるため，不交付になることも想定されます。このことから，資金計画は，自己資金（借入金を含む）のみで作成願います。

(2) 地域住民等への説明

事業予定地の隣接住民及び地権者等並びに自治会長等に対して事前に説明し，事業

開始後の運営を円滑に行えるよう、次の点に留意し、十分な理解や協力が得られるようにしておいてください。

- ・説明を行うにあたっては、「今回の説明は、ひたちなか市の地域密着型サービス事業看護小規模多機能型居宅介護の募集に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではない。」旨をよく説明すること。
- ・選定結果の通知後、事前に説明を行った者に対して速やかに結果等を伝えること。

(3) その他

次の事項について十分留意してください。

- ①施設の防犯対策（セキュリティ）等
- ②虚偽の記載や重大な違背行為等があった場合は、選定の決定を取り消す場合がある。
- ③土地の所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負わない。
- ④応募に要する費用その他経費は、すべて応募者の負担とする。
- ⑤申請者から応募のため市に提出した書類は返却しない。
- ⑥応募者が応募のために市に提出した書類等及び審査経過について、情報開示の請求のあった場合は、情報公開の対象となる可能性があること。

7 提出書類

別紙の表の書類を提出してください。様式内に記入しきれない場合は、拡張して差し支えありませんが、できる限り簡略化に努めてください。

提出していただいた書類は、締切日以降は原則として差替えを認めません。

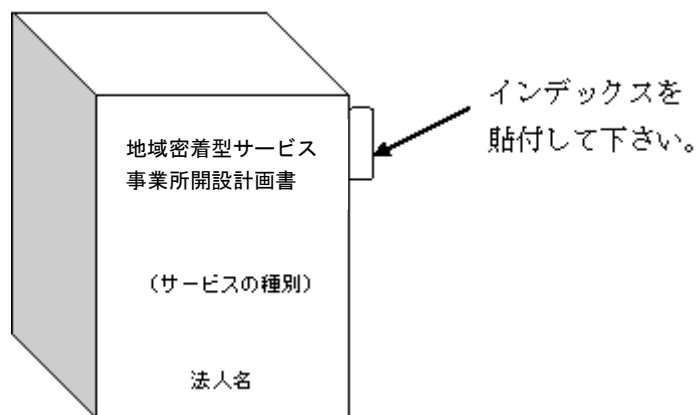
(1) 提出書類一覧

別紙のとおり

(2) 提出書類の体裁

- ①全体の目次及びページを付すこと。（表紙と背表紙をつけてください）
- ②正本、副本共にA4版フラットファイル等に綴り、項目ごとにインデックスを付けること。

《地域密着型サービス事業所開設計画書の体裁》



8 応募手続

- (1) 提出部数 3部（正本1部，副本2部）
- (2) 提出方法 提出部数を直接持参してください。なお，提出時に内容の確認を行いますので，日程調整のため事前にご連絡をお願いします。
- (3) 提出先 ひたちなか市保健福祉部介護保険課（第3分庁舎1階）

9 選定後の手続きについて

- (1) 事前協議等
選定後は，事前協議を開始するとともに，指定申請の準備等に着手してください。
- (2) 指定申請
指定申請は，「ひたちなか市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則」によります。
指定申請は，施設の準備（改修等）を完了したうえで，申請書を提出することとなります。
- (3) 本市における審査等
受付した指定申請について申請書類を審査するとともに，必要に応じて現地調査等を行います。
- (4) 指定事業者の決定
審査等の結果，本市が指定を行うことを決定したものについて，指定通知書を交付します。また，指定事業者名は，市の公式ホームページで公表されます。
- (5) 事業開始
指定日から事業を開始することができます。

10 スケジュール

【事業者募集～選定結果の通知】

事 項	日 程
公式HP掲載	令和8年5月25日（月）～
市報掲載	5月25日号
受付期間	令和8年6月1日（月）～令和8年7月24日（金）
審査	令和8年8月
結果の通知	令和8年8月

【問合せ先】

〒312-8501
茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市保健福祉部介護保険課 担当 大和田，藤田
電 話 029-273-0111（内線27243）
FAX 029-354-1062
Eメール kaigohoken@city.hitachinaka.lg.jp